



JAPAN P&I NEWS

外航組合員各位

トルコ - 汚染に対する過怠金について (その3)

トルコの海上汚染に対する過怠金が大幅に増額されたとの情報を入手しましたので、お知らせします。
2018年12月10日から適用されるタリフは次のとおりです。

本件に関するこれまでの情報については、特別回報[第15-007号](#)及びJapan P&I News [No. 794号](#)をご参照ください。

- (1) タンカーによる石油および石油製品の海上流出
 - (a) 1,000 総トン未満 : 1 トン当たり 400 トルコリラ
 - (b) 1,000 総トンから 5,000 総トンまで : (a)に加えて、1 トン当たり 100 トルコリラ
 - (c) 5,000 総トン超 : (a)、(b)に加えて、1 トン当たり 10 トルコリラ

- (2) タンカーによるダーティバラストの海上流出
 - (a) 1,000 総トン未満 : 1 トン当たり 72.88 トルコリラ
 - (b) 1,000 総トンから 5,000 総トンまで : (a)に加えて、1 トン当たり 14.54 トルコリラ
 - (c) 5,000 総トン超 : (a)、(b)に加えて、1 トン当たり 2.32 トルコリラ

- (3) 船舶およびその他の海上輸送手段による石油製品またはダーティバラストの海上流出
 - (a) 1,000 総トン未満 : 1 トン当たり 200 トルコリラ
 - (b) 1,000 総トンから 5,000 総トンまで : (a)に加えて、1 トン当たり 40 トルコリラ
 - (c) 5,000 総トン超 : (a)、(b)に加えて、1 トン当たり 10 トルコリラ

- (4) 船舶およびその他の海上輸送手段による廃棄物または排水の海上流出
 - (a) 1,000 総トン未満 : 1 トン当たり 100 トルコリラ
 - (b) 1,000 総トンから 5,000 総トンまで : (a)に加えて、1 トン当たり 20 トルコリラ
 - (c) 5,000 総トン超 : (a)、(b)に加えて、1 トン当たり 10 トルコリラ

以上